

## プラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方に関する論点整理

今までの審議において御議論いただいた各論点に係る意見、要望等は以下のとおり。

### 1. 再商品化の質・収率について

#### (品質について)

- ・ 材質別・グレード別に分別され、高い品質の製品(ペレット)を提供することができれば、家電製品、自動車関連、日用品など広い分野で使用される可能性があるのではないかと。
- ・ 材料リサイクルの品質と付加価値向上を図るため、一定品質以上の場合に優先する、といったインセンティブ方式を導入すべきではないかと。
- ・ 材料リサイクルでは、ペレットやフラフの状態の後にどうなっているのか、利用製品の品質まで含めて検討すべきではないかと。

#### (収率について)

- ・ 残渣の埋立ては禁止されているため、有効利用するケースが増えており、サーマルリカバリー又はケミカルリサイクルで利用されているとの認識が必要ではないかと。
- ・ 材料リサイクルにおいて、50%の残渣が発生していることは問題ではないかと。
- ・ 再商品化率の向上・維持は容器包装リサイクル法の目的の一つであり、残渣を減らすことは重要な視点ではないかと。
- ・ PP・PEが半分程度の現状の容器包装の素材構成や、その他プラを一括収集している市町村の分別収集区分を前提とすれば、残渣の発生状況は改善されず、材料リサイクル比率の増加により、環境負荷も増大するのではないかと。
- ・ 材料リサイクルについては、再商品化開始当時は、白色トレイを中心に単一素材のプラスチック製容器包装の再商品化を進め、収率を高めることを想定していたのではないかと。
- ・ 再商品化率は分かりやすいが、手法ごとに再商品化の定義やその段階が異なるため、慎重に取り扱うべきではないかと。また、残渣の埋立量など別の情報も検討すべきではないかと。
- ・ 材料リサイクルの残渣はケミカルリサイクルで対応することが望ましく、ジョイント利用を入札の手法として認めるべきではないかと。
- ・ 材料リサイクル残渣のケミカルリサイクル処理といったジョイント利用は、運送面等を考えると、非効率となりコスト増のおそれがあるため、導入すべきではないかと。

- ・ 残渣をサーマルリカバリーした場合に、これを再商品化の収率として評価するのは適当ではないのではないか。

## 2 . 材料リサイクルの優先的な取扱いについて

- ・ 各手法間の標準コストが異なる中で、消費者にとって分かりやすく、資源の枯渇の観点から繰り返し使える可能性の残る材料リサイクル手法の優先的な取扱いを継続すべきではないか。
- ・ 材料リサイクルは人々に実感できる在り方により国民の環境意識を向上させ、ごみの分別収集の普及に大きく貢献する一方、分別排出・収集などに協力している住民や自治体関係者の努力にも応えているのではないか。
- ・ 材料リサイクル事業者の参入が年々増加し、再商品化製品の質にばらつきがあることを踏まえれば、材料リサイクルの品質と付加価値向上を図るため、一定品質以上の場合に優先する、といったインセンティブ方式を導入すべきではないか。
- ・ 再商品化事業者のランク付けを行い、再商品化製品の品質が高く、付加価値のあるリサイクルを実現している事業者を選定することが望ましいのではないか。
- ・ 材料リサイクル事業者の満たすべき品質規格として、例えば、塩素分を 0.3% 未満とすることが必要ではないか。また、この場合には、これをフラグ段階で検査をすることとしてはどうか。
- ・ 材料リサイクルの再商品化製品の価値は 10 円 ~ 20,000 円 / トンで、その価格分布を見ても低い価格のものも多く、全てを優先の対象とするのは適切ではないのではないか。
- ・ L C A 評価等の客観的データに基づき、環境負荷を現状より悪化させないように、材料リサイクル優先に一定の上限を設定すべきではないか。
- ・ プラスチック原材料等としての再商品化の重要性に鑑み、材料リサイクルを一定の基準の下で優先的に取り扱うこととした平成 11 年の産業構造審議会での整理は、単一素材化等、より良い方向に向かうことを期待して当時としての取りあえぬの枠組みとして進められたものであり、技術進展を踏まえた見直しの段階でもう一度議論することとなっていたのではないか
- ・ 「材料リサイクル」、「ケミカルリサイクル」という言葉は非常に分かりにくく、むしろ最終的にどういうものに利用されたのか、どういう資源を代替したのか、という機能的な観点に着目すべきではないか。
- ・ ケミカルリサイクルにおいても、ガス化やコークス炉化学原料化を通じてプラスチック等の材料に戻っていることを考慮すべきではないか。

## 3 . 容器包装の材質等の工夫について

- ・ 材料リサイクルにおける質の高い再商品化の実現のため、複合素材を極力控える、

品質上やむを得ない場合は、融点の近いもの、分子構造の近いものを選ぶ、容器とフタ、フィルムを同じ素材にすることが必要ではないか。

- ・ 消費者が分別しやすいように、単一素材化するなど構造や材質をできる限り簡素なものにすべきではないか。
- ・ 複合素材や塩素を用いた容器包装については、単一素材の容器包装と再商品化委託費用に差を設けるなど、その使用抑制のための経済的インセンティブを検討すべきではないか。
- ・ 複合素材化により容器包装の減量化を実現していること、ケミカルリサイクルでは問題なく再商品化できることをも考慮すべきではないか。

#### **4 . 適正な分別排出の徹底について**

- ・ 簡易包装・詰替容器の店頭掲示、汚れの落ちにくい容器包装の洗浄方法等の周知などの情報提供を徹底することにより、消費者による排出抑制や分別排出の取組を促進すべきではないか。
- ・ 再商品化コストの低減を図るためには、分別収集の徹底による品質の向上が、最も効果的であり、市民の協力を更に求めることが重要ではないか。
- ・ 消費者段階での適切な分別排出の徹底を図り、いずれの地域でも汚れや異物の排除が一定レベルで行われるよう、全国共通の「分別収集ガイドライン」の策定が必要ではないか。

#### **5 . 分別収集の在り方について**

- ・ 現在のPP・PEマークの表示では、表示が見づらい、分かりにくいという指摘があり、たとえ分別収集区分を細分化しても、住民による適正な分別排出への対応は極めて困難ではないか。
- ・ 分別収集区分を細分化した場合には市町村のコスト増となるため、資金拠出制度のあり方も問題となるのではないか。
- ・ 再商品化の在り方と分別収集の仕方は一体不可分であり、処理方法に合った分別排出・収集など、先に繋がる検討を行うべきではないか。
- ・ 出てきたものをどう処理するかではなく、どのような種類の容器包装がどの程度あるかということ把握した上で、分別収集区分の在り方から検討したら良いのではないか。
- ・ 見やすいところに、見やすい大きさで、かつ、分かりやすい材質マークやプラマーク、材料リサイクル適合マーク等を表示することにより、分別排出段階における容器包装以外のプラ混入防止、塩素系ラップの分離を推進し、質の高い分別収集を実施すべきではないか。
- ・ 内容物の残留や食品残渣の付着、塩素混入を回避し、異物の混入を防止する措置

を徹底することにより、分別収集の質的向上を図るべきではないか。

## 6. その他の論点について

### （環境教育の実施について）

- ・ 地域の住民による再商品化への理解を促し、適正な分別排出を促進するため、再商品化事業者にとっては、環境教育の観点から、住民の要望に応えた施設見学会を積極的に実施すべきではないか。

### （地域における再商品化の推進について）

- ・ 地域行政との連携による質の高い再商品化を実施し、そこで得られた再商品化製品を地域で利用することが地域資源の循環の観点で重要であることから、例えば、地域から排出されるプラスチック製容器包装の半分は地元再商品化事業者の再商品化分とするなど、地域資源循環に配慮した在り方を検討すべきではないか。
- ・ 分別収集と再商品化が一体化したりサイクル事業を市民に見えるようにし、再商品化の質と量の向上と市民の協力を得やすくすることを目的に、地域住民、自治体ベール化施設、近隣特定再商品化事業者の連携による再商品化モデル事業を実施してはどうか。

### （安定的な再商品化の実施について）

- ・ 中長期的に安定した経営の実施やベール品質の安定、再生ペレットの安定供給、利用事業者の技術開発促進を図るため、複数年契約を認めるべきではないか。
- ・ 分別収集量の拡大を図るため、分別収集計画どおりの収集量の実現や引き取り市町村数の拡大を図るべきではないか。

### （再商品化実施上の課題について）

- ・ 注射針などの危険物のほとんどが二重袋で混入されていることから、この二重袋を禁止し、容リプラ収集用の指定袋を採用すべきではないか。
- ・ 輸送費の削減のため、指定法人が定めている圧縮梱包の基準の徹底を図るべきではないか。

### （再商品化製品の利用の拡大について）

- ・ 再商品化製品の利用を更に進めるため、例えば、容リプラの分別収集に際しては、容器包装プラスチックの再生ゴミ袋を指定ごみ袋とするなど、グリーン購入法等の積極的な活用を図るべきではないか。

（以上）